

岡前小学校与名間分校いじめ防止基本方針の全体構想

学校教育目標

ユイの心を持ち、未来を切り拓く児童の育成

家庭・地域との連携

- PTA 総会
- 全体 PTA
- 学級 PTA
- 学校評価
- 教育相談
- 家庭教育学級
- 天城町教育文化振興の町推進協議会
- 北部地区推進協議会
- 集落役員会

【いじめ対策委員会】

- 目的
 - ・ 年間を通した取組等について検討
 - ・ 年間の活動を検証
- 構成
 - ・ 構成① 軽微な問題への対応
校内組織 校長、教頭、学級担任
 - ・ 構成② より深刻な問題、重大事態への対応
校長、教頭、PTA 会長、学級担任、主任児童委員
学校評議員 随時 ※
- ※ 保健福祉センター、人権擁護委員、SSW、警察官の経験者等とし、要請については、町教委と相談

関係機関等との連携

- 天城町教育委員会
- 大島児童相談所
- 鹿児島いのちの電話
- 鹿児島教育ホットライン24
- 県児童総合相談センター
- 松原駐在所
- 徳之島警察署

○教育活動の重点

・ いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくりの推進

・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

・ いじめの早期発見早期解決に向けての取組の充実

○児童の主體的な活動

・ 全校清掃・全校給食での異学年交流の充実

・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

・ 児童の自発的な活動を支えるクラブ活動の充実

・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの充実

・ 人とかかわり方を身に付ける集会活動の充実（火曜日）

・ 道徳性の育成に資する体験活動の充実

【いじめの防止】

○教職員の取組 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

・ 構成的グループエンカウターの実施

・ いじめ問題を考える週間の取組

○児童の取組

・ あいさつ運動

・ ありがとうの日（毎月 3～9 日）

・ 道徳の日（毎月 19 日）

○保護者の取組

・ わが子との日々の対話

・ 全体 PTA・学級 PTA・教育相談への参加

【いじめの早期発見・早期対応】

○教職員の取組

・ 生徒指導連絡会での共通理解

・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用

・ 朝の会・帰りの会・健康観察時における行動観察（いじめ対策必携の活用）

・ 児童・保護者との教育相談

・ 無記名アンケートの実施（月 1 回実施）

○児童の取組

・ 学級担任への相談（日記、教育相談）

・ 親への相談

○保護者の取組

・ わが子の言動・服装・表情の変化の見取り

・ 学校への速やかな相談（教育相談）

【いじめに対する措置】

○教職員の取組

・ いじめ防止対策委員会の開催・再発防止

・ 関係機関との速やかな連携

○児童の取組

・ いじめを許さない友人関係づくり

○保護者の取組

・ 学校・関係機関との連携

○生徒指導体制

・ 生徒指導連絡会

・ 毎日の業務連絡会

・ 共通理解及び共通実践

○相談体制

・ 保護者との教育相談

・ 児童との教育相談

・ SC、SSW との連携

・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用

○職員研修の重点

・ 生徒指導事例研修の充実

・ 啓発資料の読み合わせと共通理解

・ 教育相談の技法に関する研修

・ 構成的グループエンカウターに関する研修

(4) 岡前小学校与名間分校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

—いじめ防止対策推進法 総則 第2条—

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめの防止・早期発見・真摯な対応・正確で丁寧な説明に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する
 - ・ すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するように努める。
 - ・ いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・ いじめる児童に対しては、保護者、地域との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する
 - ・ 教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないようにする。
 - ・ 学習等の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが児童のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。
- (4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する
 - ・ 児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査や個別面談・教育相談を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- (5) 「いじめ防止基本方針」が実効性を伴うものとなるよう努める
 - ・ 学校評価アンケート等で広く意見を求める。
 - ・ 「いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」が中心となって毎年度末に見直しを行う。

3 未然防止への取組

- (1) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
 - ・ 月1回以上の校内研修を行い、教員の授業力を向上させる。
 - ・ 授業をとおして児童の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。
- (2) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・ 「人権講話」や道徳の時間・学級活動をとおして「他者を思いやる心」「人格を尊重しあえる態度」を育成する。

- ・ 忘れ物が多くなる
- ・ 用具、机椅子等が散乱している
- ・ 一人だけ遅れて教室に入る
- ・ 席を変えられている
- ・ 周囲が何となくざわついている

○ 授業中

- ・ 正しい答えを冷やかされる
- ・ グループ分けで孤立することが多い
- ・ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- ・ 保健室によく行くようになる

○ 休み時間

- ・ 一人でいることが多い
- ・ 訳もなく階段や廊下等を歩いている

○ 清掃時

- ・ 目の前にゴミを捨てられる
- ・ サボることが多くなる
- ・ 最後まで一人でする
- ・ 人のいやがる仕事を一人でする
- ・ 机や椅子がぼつんと残る

(3) 家庭で分かるいじめ発見のポイント【児童の様子】

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。